

## 喫煙する際の配慮義務

2019年 1月24日から

屋外や家庭、ホテルの客室などは法律の適用はありませんが、喫煙する場合は望まない受動喫煙がおこらないよう、**周囲の状況に配慮する義務**があります。  
特に子どもや病気の人がいる場所では喫煙しないようにしましょう。

屋外（公園・道路など）、  
家庭、旅館・ホテルの客室 など



## 加熱式たばこって？

「加熱式たばこ」とは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を加熱し、その蒸気を吸引するものです。現時点では、健康リスクを低減させる等の科学的根拠はありませんが、法律上は規制対象となっています。

## 禁煙にチャレンジしたいときは？

熊本市では、禁煙したい方のために「**禁煙手帳**」を作成しており、健康づくり推進課や各区役所 保健子ども課で配布しています。「禁煙手帳」は、禁煙の記録をつけることができるほか、禁煙のポイントやコラムなど、禁煙に役立つ情報を多数掲載しています。  
また、熊本市ホームページでは禁煙外来のある医療機関一覧を掲載しています。



お問い合わせは  
コールセンター  
まで！

熊本市受動喫煙防止対策専用コールセンター ☎ 096-361-2211  
月～金（祝日・年末年始除く）8時30分から17時15分まで

熊本市ホームページでは、  
受動喫煙防止対策の情報を発信しています。

熊本市 受動喫煙防止対策

検索



令和元年(2019年)8月発行

健康増進法の改正で

# たばこのルールが 変わります

健康増進法の改正により、2020年4月までに  
受動喫煙防止対策が段階的に強化されます。



## 受動喫煙とは？

**受動喫煙**とは、本人がたばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。  
受動喫煙によってリスクが高まる病気には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）があります。

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は約1万5,000人と推計されています。

## 改正のポイントは？

- 「望まない受動喫煙」をなくすことをめざします。
- 受動喫煙による健康への影響が大きい20歳未満の人、病気の人などに特に配慮します。
- 施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにし、標識の掲示を義務づけます。  
また、客・従業員ともに20歳未満の人は喫煙エリアに立ち入ることはできません。

 熊本市健康づくり推進課

# 改正健康増進法でどう変わる？

## 原則敷地内禁煙

2019年 7月1日から

子どもや病気の人など、特に配慮が必要な人が利用する施設（第一種施設）は、敷地内禁煙となります。施設によっては、屋外に受動喫煙防止に必要な措置がとられた喫煙場所を設けるところもあります。バス・タクシー・航空機の内部は、2020年4月1日から全面禁煙となります。

学校、医療機関、  
児童福祉施設（保育所等）  
行政機関の庁舎 など



## 原則屋内禁煙

2020年 4月1日から

多数の人が利用する施設（第二種施設）では、原則として屋内禁煙となります。

### 屋内禁煙の施設

屋内での喫煙はできません。

### 喫煙専用室がある施設

室外への煙の流出防止基準を満たした喫煙専用室でのみ喫煙できます。専用室内では飲食はできません。また、20歳未満の人は入室することはできません。

### 加熱式たばこ専用喫煙室がある施設

室外への煙の流出防止基準を満たした加熱式たばこ専用喫煙室で、加熱式たばこのみ使用できます。この室内では飲食することができます。20歳未満の人は入室することはできません。

会社（事務所）、商業施設、  
娯楽施設、飲食店 ホテル・旅館、  
工場 など幅広く該当します



## 規模の小さな飲食店の経過措置とは？

客席部分の面積が100㎡以下など、一定条件を満たした経営規模の小さな既存の飲食店には、経過措置があります。このような飲食店では、施設内全体を喫煙可とすることができます（喫煙可能店）。他の施設と同様、店内で喫煙可能である旨の標識が必要で、20歳未満の人は喫煙エリアに入室することはできません。



## 施設内で喫煙可

2020年 4月1日から

多数の人が利用する施設のうち、喫煙を主な目的とするバー・スナック等、店内で喫煙できるたばこ販売店、公衆喫煙所（喫煙目的施設）では、施設内での喫煙が可能です。

喫煙を主な目的とするバー・  
スナック等、店内で喫煙できる  
たばこ販売店、公衆喫煙所



## 喫煙できる場所にはどんな標識がある？

喫煙専用室など施設内に喫煙することができる場所がある場合、施設の管理者は、喫煙室とその施設の主な出入り口の見やすい場所に標識を掲示する義務があります。

この標識モデルを基に、独自の標識を掲示する施設もあります。

### 【標識モデル(例)】



喫煙専用室  
Designated  
smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。  
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙専用室の標識



加熱式たばこ専用喫煙室  
Designated  
heated tobacco  
smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

加熱式たばこ専用喫煙室の標識



喫煙可能店  
Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。  
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

施設全体が喫煙可能室  
である場合の標識

## ⚠ 20歳未満の人は、喫煙エリアへ入ることができません



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、いっさい喫煙エリア（屋内、屋外を含めた全ての喫煙場所）への立ち入りは禁止されています。たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。